

ぎふ労働局 通信 2023 4

岐阜労働局・労働基準監督署・ハローワーク

非正規雇用労働者の 賃金引き上げに向けた 同一労働同一賃金 の取組強化期間 3/15～5/31



賃金引き上げの流れを中小企業・小規模事業者の労働者及び非正規雇用労働者にも確実に波及させるための取組を集中的に行っています

正社員と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差は禁止されています

正社員と同じ仕事を
しているのに…
正社員と同じように
手当はもらえないの？



その待遇の違い
説明できますか？



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん

そんなこと言われても…

◆「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。

◆待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明できることが必要です。

「働き方改革推進支援センター」が
非正規労働者の待遇の見直しを
サポート！
お気軽にご相談ください。

くわしくはこちら



事業主の皆様へ

賃金引き上げ 特設ページを開設！

賃金引き上げをご検討される際に、
ぜひご利用ください！



最低賃金・賃金引き上げに向けた 中小企業・小規模事業者 への支援施策

キャリアアップ助成金や業務改善
助成金をはじめとした賃金引き
上げに向けた各種支援策を紹介
しています。

くわしくは
こちら



業務改善助成金をご活用ください！

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、**事業場内最低賃金**を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

事業内最低賃金の
引き上げ



設備投資等
機械設備導入、コンサルティング、人
材育成・教育訓練など



業務改善助成金
を支給

くわしくは
こちら



※**事業場内最低賃金**の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資などにかかった費用の一部が助成金として支給されます。

令和5年3月20日からハローワークで 使用する職業分類が新しくなりました

新たな求人のお申込みは、新しい職業分類番号でお申込み
ください。

求人の更新申込みや過去の求人情報を
転用して求人申込みをする場合も、新しい
職業分類番号でお申込みください。

くわしくは
こちら



雇用関係助成金の「生産性要件」は 令和5年3月31日で廃止されました

令和5年3月31日までに助成金の対象となる取り組みを行っ
たなどの場合は、**経過措置が適用**されることがあります。
詳細は改正後の各助成金の支給要領をご確認ください。

一部の助成金では、**賃金の引き上げを
行った場合に助成額が加算される**
賃金要件を新たに設ける予定です。

くわしくは
こちら



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーン中です！！



休暇で春を楽しんで、
ココロとカラダをリフレッシュ！



新しい働き方・休み方を
実践するために
年次有給休暇を
上手に活用しましょう！

- ①アルバイトを雇うとき、**書面による労働条件の明示**が必要です！
※労働者が希望した場合には、メール等(プリントできるもの)での明示も可能です。
- ②勤務**シフトの設定を適切**にしましょう！
- ③アルバイトも**労働時間を適正に把握**する必要があります！
- ④アルバイトに、商品を**強制的に購入させることはできません**。
また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。
- ⑤アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

くわしくは
こちら👉



確かめよう！
労働条件。



「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャラクター「たしかめたん」

障害者の法定雇用率引上げと 支援策の強化

- ①障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます (令和6年4月以降)

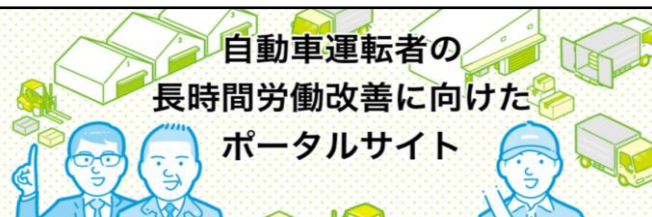
	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

- ②除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)
◆除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。

- ③障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。
◆精神障害者の算定特例の延長 (令和5年4月以降)
◆一部の所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定 (令和6年4月以降)

- ④障害者雇用のための事業主支援を強化
(助成金の新設・拡充) します。(令和6年4月以降)
◆雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。
◆既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

くわしくはこちら👉



自動車運転者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

自動車運転者全般に令和6年4月の労働から時間外労働の上限規制が適用されます。

自動車運転者の長時間労働改善に向けて「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」としてリニューアルされました。

- このポータルサイトでは改善基準の特設ページのほか、
- ①自動車運転者の長時間労働改善に向けた事業者の取組
 - ②トラック、バス、ハイヤー・タクシーの利用者及び事業者向けの情報
 - ③自動車運転者の労働に関する統計情報等
- を紹介しております。

くわしくはこちら👉

物流や生活交通維持のためには、これを担う自動車運転者の労働条件改善が急務となっておりますので、是非ともポータルサイトを御覧ください。



電子申請できる雇用関係助成金の対象が拡大します！

ステップ1

令和5年4月から、キャリアアップ助成金正社員化コース・トライアル雇用助成金一般トライアルコースの電子申請が開始

ステップ2

令和5年6月から、以下の雇用関係助成金の電子申請が開始

雇用関係助成金ポータルで電子申請が可能な助成金

- ① 再就職支援関係の助成金
 - ・労働移動支援助成金
- ② 転職・再就職拡大支援関係の助成金
 - ・中途採用等支援助成金
- ③ 雇入れ関係の助成金
 - ・トライアル雇用助成金 (一般トライアルコースは4月から)
 - ・地域雇用開発助成金
- ④ 雇用環境の整備関係等の助成金
 - ・人材確保等支援助成金
 - ・通年雇用助成金
 - ・キャリアアップ助成金 (正社員化コースは4月から)
- ⑤ 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金
 - ・両立支援等助成金
- ⑥ 人材開発関係の助成金
 - ・人材開発支援助成金 (事業展開等リスキリング支援コースを除く)

くわしくは
こちら👉

